中小企業政策審議会 経営安定部会 取りまとめ

「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について」の骨子

- 1. 中小企業倒産防止共済制度の利用状況及び意義
 - (1)加入及び共済金貸付の状況
 - (2)制度の意義
- 2.制度の財務状況と対応策
 - (1)従来の状況及び現状
 - (2) 将来の財務状況見通し及び評価
 - (3)改善対策
- 3. その他の検討事項
 - (1)制度の普及促進
 - (2)掛金月額限度額及び共済金貸付限度額
 - (3)貸付審査の迅速性と慎重性のバランス
 - (4)一時貸付制度の評価

1. 中小企業倒産防止共済制度の利用状況及び意義

(1)加入及び共済金貸付の状況

- 加入者数は33.4万者(15年度末)で対象者の約2割(資料2,3)
- 共済金貸付残高は、3500億円程度(9年度以降)(資料3)
- 年間共済金貸付は、平均930億円(15年度までの10年間) (資料4)

(2)制度の意義

- 民間事業者には、同様の対象者に同様の条件での融資等を行っている事業者はみられない。一方、本制度は全国的に実施され、加入者も全国各地の多数に上る。
- 利用金額の面では、他の連鎖倒産防止のための公的制度と比較して、高い状況にある。(資料5)
- したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き本制 度を運営していくことが望ましい。

2.制度の財務状況と対応策

<u>(1)従来の状況と対応策</u>

- 貸付残高に占める延滞債権(6ヶ月以上の延滞)の比率は上昇してきており、11年度以降は30%以上。(資料6)
- 共済金回収率は、6年度の87%から14年度の81%に低下。ただし、 15年度には83%に回復。(資料7)
- 剰余金は、6年度にピークで500億円程度であったが、その後は毎年 減少する基調。(資料8)
- 14年度末の剰余金は、298億円(貸倒引当金計上)。12~14年度の平均赤字幅は38億円。(資料9,10,11)

(2)将来の財務状況見通し及び評価

- 近年の諸指標を前提として、24年度末の剰余金残高を試算すると、 15~40億円程度に減少する結果になる。(資料12)
- 現時点では、剰余金残高が直ちに払底するおそれがある状況には ないと考えられるが、毎年度の財務上は赤字基調。
- 制度の安定性を重視する観点からは、早急に財務改善のための対応策を講じることが必要。

(3)改善対策

運営体制

- 運営機関は、独立行政法人化(中小企業基盤整備機構;本年7月)。
- 中小企業基盤整備機構においては、独法化を契機に経営改善を推進し、適切な経営マインドを持って管理・運営体制の抜本的強化を図り、改善の具体的成果を得るべき。

<u>回収向上に向けた努力</u>

- 回収困難となっている要因
 - <短期延滞債権の延滞長期化>
 - ・2ヶ月以上延滞した債権については、その後の返済が円滑でない(資料13)
 - ・米国回収業者のデータでは、延滞期間が長期化するにつれ回収率が低下(資料14)

<長期延滞債権の回収問題>

- ·管理債権(3ヶ月以上延滞、法·私的整理等)のうち、再契約(リスケジュール)交渉中の案件が5.3% (資料15)
- <u>財務収支のバランス</u>

収支バランスは資金運用の状況にも大き〈依存するが、資金運用利回りが1%程度得られる場合、各年の回収率が87%程度であれば、中期的に財務収支はバランス。(資料16)

財務収支のバランスを目標としつつ、回収率の向上を図ることは必須の課題。

回収向上のための措置

ア)延滞発生直後の迅速な対応

- · 延滞発生後、直ちに貸付を受けた者と十分に連絡をとり、適切な対応を図るべきであり、同時に、そのための体制構築が必要。
 - 短期延滞債権の債権管理システムの改善
 - 回収担当人員の適切な配置
 - 相当長期に亘る延滞債権につき信頼のおけるサービサーの活用等

イ)回収手順・マニュアルの整備等及び継続的モニタリング

- ・必要に応じた早期の再契約(条件変更)を含めた回収手順・マニュ アル等の一層の整備、回収担当者の教育・研修等の充実等
- ・実施状況のモニタリング及び更なる改善を図る仕組みの導入

ウ)職員の業績評価及び外部人材の採用

- ・機構全体としての業績評価導入の中で、本制度の運営に係る適正な 評価、適切な処遇反映の実施
- ・経験・ノウハウが豊富な外部人材採用の検討

回収に当たっての留意点

- 本制度は相互扶助の精神に基づ〈共済制度であり、円滑な資金環流は、制度の安定的運営、広範な契約者の利用のために不可欠。
- 貸付を受けた者が貸付金を返済しないことは、他の共済契約者の不利益になることを説明して理解を求めるなど、親身な対応による適正な回収を進めるべき。

今後の分析・検討等

- 今後、 に示した措置等の導入・推進を最大限に進めるべきであるが、 その実施後においても、財務状況に大きな改善が見られない場合は、 法改正による制度改正を含め更なる対策を検討すべき。
- この観点から、当分の間、5年ごとの定期的な見直しにこだわらず、毎年度に運営状況の十分な分析・検討を行い、改善の進捗状況を確認していくことが不可欠。

3. その他の検討事項

<u>(1)制度の普及促進</u>

- 本制度のメリットを説明し、また、他の中小企業施策情報の提供を行うなど のサービスの向上・充実を図ること等により、普及広報活動を引き続き 推進し、一層の加入促進を図るべき。

<u>(2)掛金月額限度額及び共済金貸付限度額</u>(資料17)

掛金月額限度額

- ・掛金月額平均は2万円と、限度額(8万円)を大きく下回る
- ・加入者アンケートでは、89%が現行のままでよいとの回答

貸付限度額

- ·貸付平均額は730万円(過去10年間)で横ばいで推移 (限度額は3200万円)
- ・1件当たり2000万円を超える件数の割合は、6.9% (15年度)
- ・加入者アンケートでは、7.7%が現行のままでよいとの回答
- いずれについても、限度額を引き上げる必要性はあまり高くない。 他方、加入者に対しては、掛金月額の増額を勧奨していくべき。

(3)貸付審査の迅速性と慎重性のバランス

- 共済金貸付に要する期間は、平均18.1日(15年度)で改善。
- 本制度の目的を踏まえ、引き続き迅速な貸付手続きと慎重処理の両立を図りながら、審査期間短縮に向けた努力が必要。

(4)一時貸付制度の評価

- 一時貸付制度は、臨時に資金を要する加入者に対し、掛金残高の 範囲内で、低利(現在、1.5%)で融資する制度。
- 一時貸付制度を積極的に広報し、中小企業者の理解を得て加入促進につなげることが重要。